

議案第62号 朝霞市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

総務部デジタル推進課

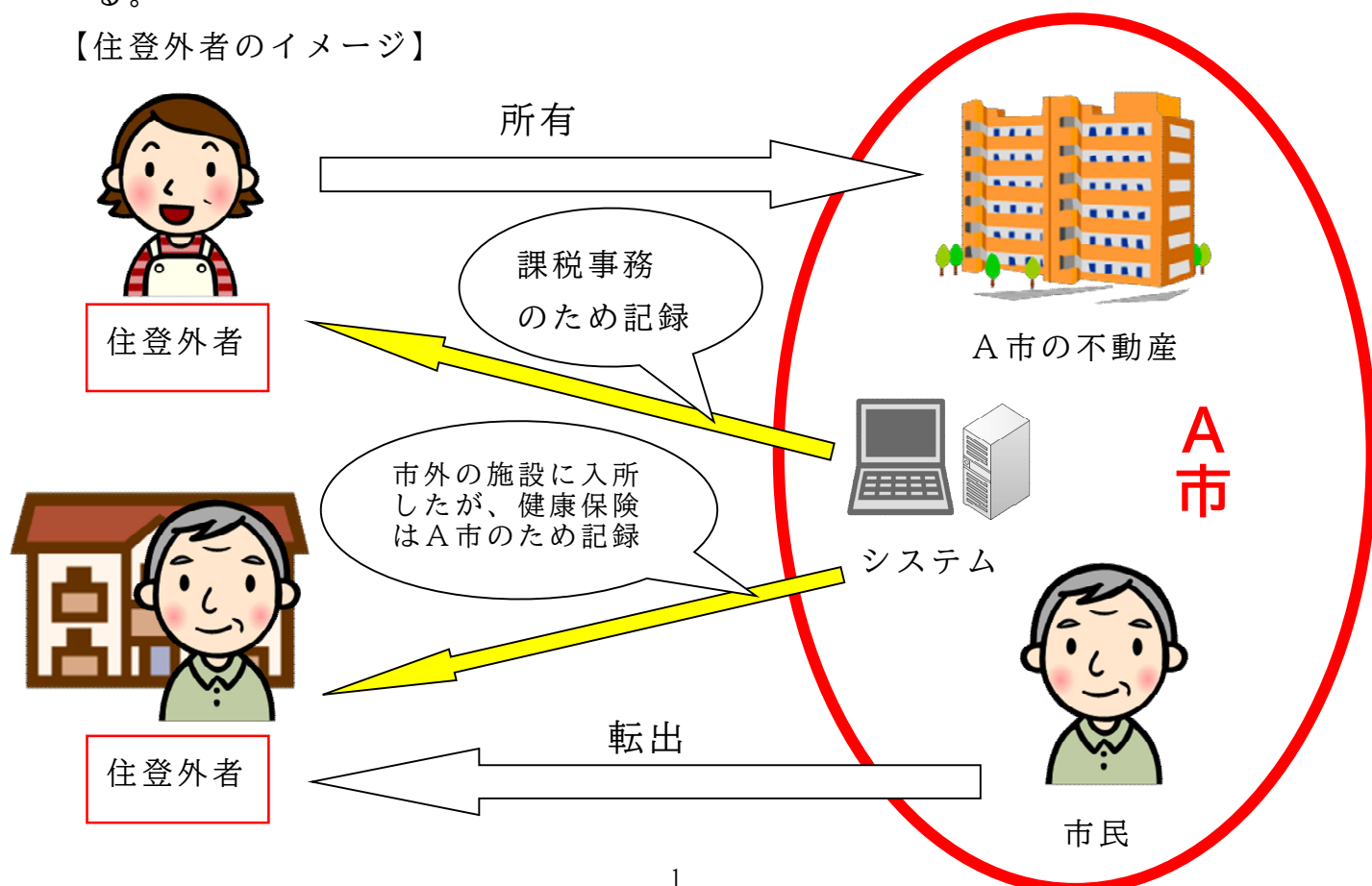
1 提案する理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通の機能として設けられることとなり、この機能を扱う事務について、条例に定める必要があると国の通知で示されたことから、所要の改正を行う。

2 住登外者について

「住登外者」とは、本市の住民基本台帳に登録はないが、行政サービス上記録しておく必要がある者のことである。具体的には、本市に不動産を所有していて、本市が固定資産税を課税するためにシステムに記録している、他の市に住民登録がある人や、市外の高齢者福祉施設へ入所に伴い、当市の被保険者資格を継続したまま転出し、住民登録は市外になる人などが想定される。

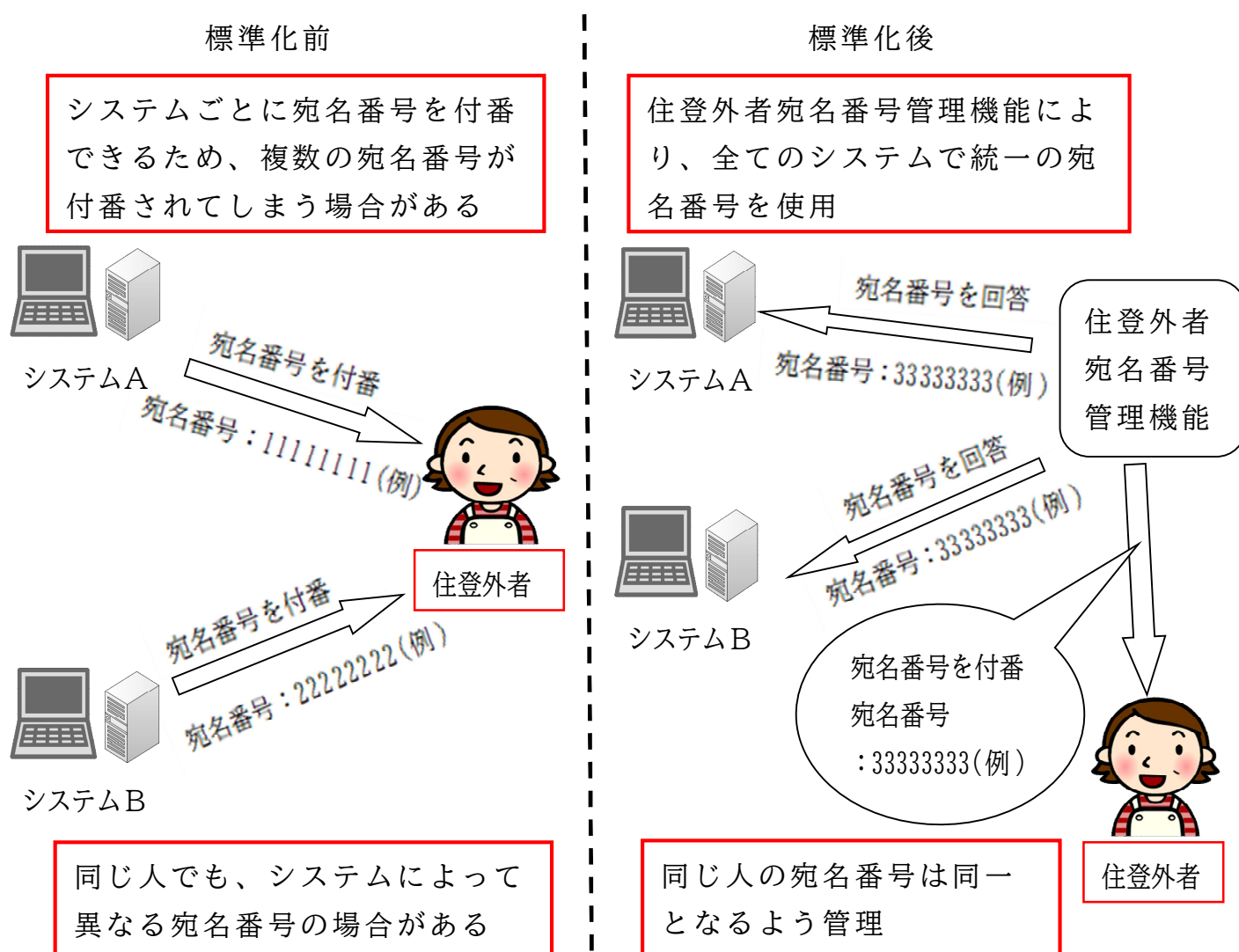
【住登外者のイメージ】



3 住登外者宛名番号管理機能について

行政サービスを行うにあたり、住民に「宛名番号」を付番して管理しているが、住登外者についても、「2 住登外者について」のとおり、必要に応じて「宛名番号」を付番し管理する必要がある。現在は、様々な業務の各システムで、ばらばらに住登外者の宛名の付番を行うことができ、結果的に同じ一人に対して複数の宛名番号が付番されてしまう場合がある。国の示す標準仕様書により、標準準拠システムには、「住登外者宛名番号管理機能」の搭載が必須となり、この機能により、各システム間で使う住登外者の宛名番号を統一的に管理することとなる。

【住登外者宛名番号管理機能のイメージ】



担当

総務部デジタル推進課情報管理係

電話 048-463-3152